

令和4年

建設文教委員会

6月17日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和4年6月17日

午前10時00分 開会

午前11時40分 閉会

1. 出席委員

委員長	服部 龍一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	郷右近 修	委員	清水 義昭
委員	毛 受明 宏	委員	近藤 千鶴
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	伏屋 一幸	経済建設部長	伊藤 正弘
教育部長	藤井 和久	産業支援課長	秋永 亘正
農業政策課長	加藤 直美	土木課長	星子 恭士
都市計画課長	中野 忠之	下水道課長	外山 紀元
環境課長	塚田 力	学校教育課長	高木 安司
生涯学習課長	深草 広治		

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	ごとう 学
近藤 ひろひで	青木 亮	宮本 英彦	鵜飼 貞雄
近藤 郁子	月岡 修一	一色 美智子	ふじえ 真理子
近藤 善人			

6. 傍聴者

一般傍聴者 5名

午前10時開会

○建設文教委員長（服部龍一議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は2つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 議案は2本ですが、請願及び陳情が各1本出ております。慎重な審査して結論を出していただきたいと思っております。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第52号 豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

外山下水道課長。

○下水道課長（外山紀元君） それでは、議案第52号 豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、勅使台団地管理組合法人の管理区域であり公共下水道事業受益者分担金の分担区の1つである勅使台団地地区の分担金徴収及び公共下水道への接続整備が完了したため一部改正の必要があるからです。勅使台団地地区の分担金地区総額を削除しまして、同地区内で新たに公共下水道へ接続する受益者への分担金徴収に備え沓掛地区と同額の分担金額を定めるものであります。

それでは、新旧対照表にて内容を御説明いたします。

議案第52号の参考資料を御覧ください。

第4条第1項ただし書を削り、同項の別記1、表中「1水道メーター当たりの分担金額又は地区総額」を「1水道メーター当たりの分担金額」に、「沓掛地区」を「沓掛地区及び勅使台団地地区」に改め、同表「勅使台団地地区」の項を削ります。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 この議案ですけれども、勅使台団地の公共下水の整備が完了して公共下水に接続されたということで、勅使台団地が沓掛地区と統合されて金額が出てるということですが、まず、ちょっと確認したいのが、勅使台団地の公共下水の供用開始が結構早かったんじゃないかなと思うんですけども、まず、供用開始の時期はいつ頃でしたでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 外山下水道課長。

○下水道課長（外山紀元君） まず、勅使台団地地区につきましては、令和3年度中に整備工事を進めるという事業スケジュールで進めてまいりました。関係者の努力等もありまして令和3年12月に供用開始をすることができました。

以上で終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 そうなると、今回の条例改正をすると、ちょっと期間が空くような気がするんですけども、まず、この間に勅使台団地で新たに接続された方はいなかったのかということと、なぜこの条例改正が今の時期になったのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 外山下水道課長。

○下水道課長（外山紀元君） 令和3年12月に供用開始しておりますけども、それ以前に地元管理組合法人様から受益者となるべく方のリストを頂いております。こういった方以外に新たに受益者となる場合が出た場合に、この水道メーターの口径別で分担金が変わるんですけども、そのリスト、受益者申告書というリストなんですけども、それには、もう、今後8,300余で分担金頂く額の受益者となる方が載っておりますので、これから新たに受益者が出る場合というのは、地区で分筆が行われたり分譲が行われたりといった場合に新たに家が建つてということは想定されますけども、地区の性質上、そういうことが可能性が低いところでありますので、この時期の条例の施行でも下水道事業の運用に支障がないということでこの時期の改定とさせていただきます。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第52号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 豊明市一般会計補正予算（第4号）産業支援課分について御説明いたします。

歳出について主なものを御説明いたしますので、14ページ、15ページをお開き願います。

中段、7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業、右側、説明欄、上から2段目、

小規模店舗利用促進事業委託料265万9,000円は、割引券や案内通知書作成及び封入封緘事務のほか、換金、振込業務等に係る委託料です。

その下、小規模店舗利用促進事業負担金6,165万円は、当該事業において店舗にて利用できる割引券の換金額です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子土木課長。

○土木課長（星子恭士君） 続きまして、土木課所管分について御説明いたします。

補正予算書、14、15ページ、下段、8款 土木費、1項 土木管理費、2目 維持管理総務費の70万9,000円の増は、産休職員の補充のため、パートタイム会計年度任用職員のための報酬です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校所管分について歳出より説明しますので、補正予算書の17ページを御覧ください。

最上段、教育振興事業13万円の増額は、県の研究委嘱校として栄中学校が選定されたので、その委託費を計上するものです。これは、地域とともにある学校づくりを目指し、生徒が地域とつながりの中で学ぶものです。

その下、教育相談事業42万3,000円の増額は、みんな元気かなプロジェクト2022と題しまして、今年卒業した生徒に対して出身中学校からはがきを送付し、声かけを行うものです。義務教育から離れ不安を抱えてる卒業生に働きかけ、いつでも相談してくださいという投げかけを行うものになっております。

その下、小学校管理事務事業451万円のうち、消耗品費の増額は、夏季の熱中症予防策の一環で、暑さが一段と厳しくなる終業式前6日間に飲料水を児童に配布するものです。

また、その下にあります管理用備品購入費は、またさらに下段にあります中学校管理事務事業の備品購入費の増額と同様に、学校に既に配付しています指導用及び学習用端末数は、現在、基本的にクラスに応じて配付しているため全ての教職員に配付できていないため、歳入でも説明しますが、不足するパソコン端末に対する補助金が導入されましたので、今回、購入費用を計上するものです。

続きまして、歳入について説明しますので、7ページを御覧ください。

上段、教育費国庫補助金177万7,000円の計上は、先ほど歳出で説明しましたパソコン端末不足分購入費用に対する補助金です。補助率は、対象経費の2分の1になります。

その下、中段となりますが、支出金、教育振興費委託金13万円は、歳出で説明しました

栄中学校委託費への委託金となります。

次ページを御覧ください。

上段、雑入、学校給食費徴収金2,469万円の減額は、新型コロナウイルス感染症や大幅な物価上昇の影響を踏まえ、子育て世帯に対する支援策として、当面の間、給食費を1食当たり40円減額することによるものです。

なお、19ページにあります給食センター活動事業において、このための財源振替を行います。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 深草生涯学習課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 続きまして、生涯学習課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書、18ページ、19ページをお開きください。

上段、10款 教育費、4項 社会教育費、4目 文化財保護費231万円の増額、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染対策として文化継承事業を行う団体への抗原検査キット配布に係るキット購入のための消耗品費でございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が15ページです。7款1項2目 商工振興費の小規模店舗利用促進事業負担金、一連のその事業で、市民の生活支援と小規模事業者の営業の支援と、そういう位置づけでというふうなことでしたが、もうちょっと具体的に。小規模事業者なので、この間、様々なテーマで設定されたような飲食店とかに絞ったようなことではなく、小規模の事業者全体と、そういう理解でよかったですでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 今回の対象となる店舗は、飲食店、物販、サービス業を対象としております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 今のこの小規模店舗の利用促進ということですが、この予算計上されることになったタイミング、なぜこの、当初予算ではなくて今回の補正予算だったのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） コロナの感染状況等の踏まえた場合に、当初予算に計上するには、まだ昨年度のかなり早い、冬には上程しなければならないというタイミングがあります。ただ、今の感染状況の落ち着いた状況というのはその時点ではまだ想定することが難しかったことということからも、今のタイミングがベターだということで今回の補正予算に上程させていただきました。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ時期、同じところですが、本会議で10月から12月の間に使えるようにするというような御説明がありましたけども、ここは何か狙いがあるってそうしたんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 年末というのは、比較的その消費がかなりされる時期です。そういったところにも使っていただけるように10月から12月という期間で設定させていただきました。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 同じ商工振興補助事業です。これまでのこういった支援事業と、それから、紙でのこういった券の配布と活用ということで、今回も位置づけが割引券という位置づけということは、幾らに対して、つづりで200円1枚でしたっけか、それがどういう割合の割引という設定だったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 200円割引券を5枚つづりで配布したいと考えております。200円券1枚を使うには300円以上の消費に対して200円券1枚を使えると。なので、2枚使うには600円以上の消費という形で考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 そこに関わって、度重なる具体的に幾つかのお店の経営している方もおっしゃってた、ただ券のような印象で、現場でごり押しで要求されることもちょっとあって苦労しましたというお話があったんですけど、その辺、市民に改めて今回その啓発というか仕組みを分かってもらうような取組というのは、どんなあんばいなのでしょう。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 割引券を送付するに当たっては、使い方ですとかそういったものも当然同封しておるんですけども、案内文書というものを。その部分をより分かりやすくした形で市民の皆様に配布するとともに店舗への説明会というのも考えておるんですけども、その説明会でもきちんと分かりやすい説明をさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 同じく15ページの小規模店舗利用促進事業ということですけど、これ、2年前もいろいろお話を聞いて、換金業務のほうですよ、そちらのほうというのは、どういうタイミングで行うとか、そういう行政からのこのタイミングなのか店舗側のタイミングなのかというところは、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 令和2年度に実施した際も、月2回、換金のタイミングを設けておりました。ですので、店舗さんによっては、もう少し細かくというか数多くのタイミングということの御要望もありましたけれども、実際には、最終の段階で大量にお持ちいただく事業者さんも多かったということもあります。ですので、今回についても、前回同様、月2回のタイミングでは換金できるような形で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 同じく小規模店舗の促進事業ですけども、事業者への周知方法で、前回はどのように行ったのかということと、また、今回、たしか198店舗前回あって、今回

もそれぐらい目指したいというようなお答えあったと思うんですけども、今回はどのようにして周知をしていくんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まずは、商工会からの案内を出していただこうと思っております。さらに広報にも掲載をさせていただいて広く募りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 前回198店舗のうち、商工会の会員というのは何店舗あったんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 申し訳ございません。今、ちょっとその数字は持っていないんですけども、この事業自体、別に商工会に特化したものではございませんので、なるべく広く募集したいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 これもたしか本会議で、市内で1,300ほどのこういった事業者があるというようなことがあったと思うんですけども、特に今回って、前回参加されてない方、198店舗ということなので、それ以外参加されてない方が、事業者がありますけども、そういった方に、そのアンケートだったりとか聞き取りなど実施しているのか。今回、参加されなかった理由だったりとか事業者が困っていることだったりとかそういう聞き取りなんか、そういった調査は、されたでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） アンケートをその参加した店舗にのみして実施しておるところで、参加していない店舗というと、どこからどこまでというなかなかそこら辺の範囲も難しいですので、ですので、参加していない店舗さんには、ちょっとアンケートというのは実施しておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じところですけども、先ほど飲食、物販、サービス業ということで募集するという事なんですけども、その中でも募集しても御登録いただけないようなその

制限というのは設けるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 登録いただく条件として、まず、大規模店舗に合致しない店舗面積が1,000平米以下の事業者さんをお願いしたいということ。それから、チェーン展開とかそういったものが県内で15店舗以内の事業者さんということ、もう一点、あいスタ認証、飲食店、これは飲食店ですけれども、あいスタ認証を受けている店舗さん、これを条件としたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

清水委員。

○清水義昭委員 すみません、一番最後のやつ、ちょっと分かんないですけど、何とか認証、もう一度お願いします、すみません。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） これ、あいスタ認証というのは、愛知県が、その飲食事業者さんに対して感染対策がきちんとされているというふうに認められた事業者さんです。ですので、例えば、こういったその感染防止のパネルがあったりですとか、お客さん同士の距離がきちんと確保できてるとか、そういったことを愛知県のほうできちんと認証された店舗、そういったところにはステッカー等が貼られている店舗ですので、そういったところをクリアしていただくということを条件としております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 補正予算書の16、17ページをお願いします。

教育振興費の印刷製本費のみんな元気かなプロジェクトについてお伺いいたします。

確認ですが、1人の卒業生の方に1年に2回はがきを出すということでよかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 この事業は、重層的支援から発想されて、学校支援課、学校の先生と考えられたという本会議での説明があったんですけど、重層的支援から行くと、1年だけではなく複数年連絡を入れると、また、その年は何もなくても、2年目からはちょっと困り

事があったとか、2年続けてはがきが来たら相談してみようかなという気持ちになったりとかあるかと思うんですけど、そんなことは検討されましたでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今年初めて行いますので、よくこの結果を精査させていただいて考えていきたいと思っております。

ただ、今、委員言われるとおり、ずっと見てくのはいいと思うんですけど、私たち、何と言っても学校教育課でございますので、そこまでちょっと範疇が届くかどうかということがこれも課題になってくかと思いますが、こういうところも含めて関係機関と相談していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 同じ印刷製本費の事業の中身で、具体的にコロナ禍で影響を心理的に受けるとかそういったことから、例えば具体的に中学校卒業生の進学状況とかに数字的な変化があったりとかというのは、あったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 大きな変化等は聞いておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ教育相談事業なんですけれども、卒業した後の年に2回ということなんですけど、これ、住所とかの把握というのは教育委員会のほうでされるんですかね。引っ越しとかっていうのもあり得ると思うんですが。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 学校から送る形になりますので、学校で卒業生の住所を把握してますので、そちらのほうで行います。

今、清水委員が言われたように、既にもう卒業されちゃって、若干のそういった子ども学校が分かっている範囲内で送ろうと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 16ページ、17ページの中段の小学校管理事務事業の消耗品費、飲料

水を配布するというものですが、まず、ちょっとこれ、本会議でもあったかもしれないんですけども、期間、いつからいつまでの間に配布するのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 終業式前、前日までの6日間でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、7月の中旬ぐらいから配布するような形かなと思うんですけども、それよりもっと前からすごく暑いような気がするんですけども、このタイミングなのはなぜなのでしょう。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） もう2年ぐらいなりますかね、この事業を始めるときに消防署のほうから気候データを頂きましたら、ちょうど本当に、今、11日からなるんですけど、この辺りから急に暑くなりますので、そういった根拠を持って配ることにしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 それと、その水ですけども、結構持ち帰ってきちゃう子もいるようなお話を聞くんですけども、まず、学校で、その適切なタイミングで配布できてるのかどうか。どのタイミングでどういうふうに配布するかと、そういったのは学校と連携はされてるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当然、早い時間帯に冷たい水を提供するというのが一番効果的だと考えておりますので、朝、行ける学校につきましては、当日、冷やしたものを配送する、行けない学校につきましては、前日、配送させていただいて、学校の冷蔵庫で保管させていただいて、朝、配れるようにということで考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 補正予算の8ページ、9ページですかね、給食費の件ですけども、この2,469万円を公費で入れて1食40円下げるということですが、まず、なぜ下げるこ

とを決めたのか。これも当初予算ではなくて今回このタイミングとなっているのは、なぜなのでしょう。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 最近の物価高もありますので、家庭にとって非常に厳しい状態が続いています。そうした面で、少しでも子育ての一助となればいいということで今回上げさせていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと同じ給食費のところ、以前、値上げを決めて値上げして思うんですけども、直近で、それは、いつ、幾ら上げたのか。また、そのときの値上げの理由をお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） いつだったかというのは、ちょっと後でお答えします。

10円上げた根拠は、物材費の高騰がやはり耐えられなくなって上げました。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） すみません、平成29年の4月でございます。

以上です、すみません。

○建設文教委員長（服部龍一議員） よろしいですか。

○学校教育課長（高木安司君） はい。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） すみません、訂正します。令和2年4月です。29年にも上げておりますが、令和2年4月が直近でございます。このときに10円上げさせていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 まず、これは、今年度だけじゃなくて来年度以降もこのような金額

でできるというふうに考えていますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当面の間と申し上げましたが、やはりこういった今の状況から見て決めていきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 過去のこういったときのアンケートを見てみると、この金額を下げたいというかそういうよりも、ちょっと内容を充実してほしいというような意見が結構多数見られたんですけども、この内容の充実っていうのを今回は考えなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 既に豊明市では3,000万ほど年間充実費として入れておりますので、それを下げないために、また9月にお願いすると思いますが、食材費上がっておりますので、品質を下げないように、さらに市費のほうを投入していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 これ、金額の40円を下げると。この40円の何か根拠というか理由とかがあるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 財政当局とも相談しまして当面耐えられるような、市の財政状況もございますので、そういった面から割り出した数字でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 19ページの文化財保護事業の消耗品費ですけども、コロナの集団感染のため各団体に配布と聞いたんですが、大脇梯子獅子などと聞いたんですけど、文化財。ほかに、何、どこか配布するところあれば教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願ひ……。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回対象となっているのは、市内の祭りばやし等、そういったこと、伝統行事を行ってる団体ということで、合わせて19団体の団体が対象となっております。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 もうちょっと具体的に。今の文化財保護事業なんですけれども、消耗品費で感染予防ということでキットを配布するということですが、保健衛生のほうではなく文化財保護事業だ、無形文化財になるんですかね、というものに対する保護事業なので、豊明市だと従来こういった位置づけの事業というのをやった実績というのはいかがだったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 私が知る限りでは、これまでは、こういった事業は、今回が初めてだと思います。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 そういう中で、今回、踏み切ったその事業への位置づけとか、その文化財保護重視という位置づけについてちょっと語っていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） そうですね、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で地域の祭りばやしといった催事が開催自体が非常に難しい状況が、ここ令和3年度も続いておりました。そういった状況の中で、伝統芸能を地域の中で継承していただきたいという文化財の継承事業の一環ということで何かできることはないかということで、今回、抗原検査キットをお配りさせていただくものでございます。

終わりです、以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 抗原検査キットの購入というか、どれぐらいの数を想定して購入する予定ですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 想定としては1,400回分を想定しております。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 戻って申し訳ないんですけども、15ページの商工業振興補助事業のクーポン券の配布ですけども、これ、市民1人1,000円分という御説明ありましたけども、これ、1,000円分という何か根拠というのはありますか。ほかの自治体でも結構いろいろやっているんですけど、うちは1,000円分というのの根拠、教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 1,000円分がいいのか、じゃ、2,000円がいいのか、3,000円がいいのかというのは、なかなかその考え方としてはいろいろあるんですけども、この1,000円分という事業を令和2年度に実施しました。そのときのそのコロナの感染状況であったりとか経済状況と今のコロナの感染状況、経済状況を比較してみると、令和2年度よりも例えば多くするとかという強い根拠といいますか動機がないというふうに考えておまして、今回も前回の同様の額をお配りしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 同じく小規模店舗のところですけども、前回198店舗で利用がされて、たしかその店舗ごとに、結構利用されたところとされてないところ等いろいろ差があったような気がするんですけども、この使用された額の最高額と最低額は幾らかということと、どういった店舗がよく利用されて、どういった店舗がちょっと少なかったかなとかそういった傾向などはつかんでいるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まず、最高額ですけども585万6,750円、これが最高額です。最低の額はゼロ円でございます。

どういった店舗に多く御利用されたかというのは一概にはなかなか言えませんが、やはり物販、飲食が多いのかなというふうには思います。

なかなかちょっと使いづらいというところは、その当時、やっぱりなかなかコロナが収束しづらいという部分もありまして、深夜まで営業されているようなお店、そういったようなところ、もともと深夜まで営業されていたようなところについては、なかなかちょっと

と利用枚数が伸びなかったというところがございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 割引券のことですけども、対象がそういった飲食店と物販等なんですけども、例えば、そういった一般市民等が直接買うことができないとかそういうのはない製造業とか卸売業とかそういったことも小規模事業者としてはあると思うんですけども、そういったところやはりコロナ禍で非常に厳しいというような声も聞きますけども、そういったところへの支援というのは検討されなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 今回の事業は、やはりその一般の方の生活支援という部分も多分でございます。ですので、もう一般の方が使える事業者さんとか店舗さんとか、というところになかなか絞らざるを得ないというところがございますので、なので、今回の事業については、その生活支援という側面と、あと、それに伴うその店舗さんの、なかなかコロナで人がなかなか出入りできなかった店舗さん、そういったところを対象にした事業でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 17ページの小学校、中学校、それぞれの管理用備品購入費で、電子機器を追加購入ということだと思うんですけど、まだ不足して十分に行き渡らない部分の追加購入等は、運用してる中で故障とか壊れたりとか、そういう中で買い増さなきゃいけなかったみたいなそういう内訳というのは、何か分かるでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） まず、小学校のほうは指導用端末といたしまして学習用端末と違まして、それを5台購入します。今、子どもたちが使っておるような学習用端末を、これ、学校側の事務職員とかなんかも使うんですけど、そういった形で18台。中学校が指導用端末がなくて、学習用端末のほうを8台予定をしておりますが、昨今のパソコンの高騰が続いておりますので、再度、また、この予算を通していただいて見積りを取り直す予定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今の17ページのその学習用の端末だとか、多分タブレット系だと思うんですけど、小学校、中学校、それぞれの合計の台数って、それぞれ幾つですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、御説明しましたが、指導者用端末が小学校のほうが5台で、学習用端末が18台。中学校が指導用端末がなくて、学習用端末が8台でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案53号、補正予算に賛成の討論をします。

その中でも、お答えいただいた商工振興補助事業、割引券の配布なんですけれども、本来であれば、その2つの目的のうちの1つ、市民の生活の支援という点でいうと、もっと金額の大きな事業にするべきではないかというふうに思います。もちろん高齢の方だと年金が減り生活費がかさむということで、1,000円であってもありがたいという市民の方の意見もあるとは思いますが、そういったことを考えても、今後のこういった支援事業にぜひ熱心に取り組んでいただきたいとは思っています。

それから、もう一つ、先ほど伺った文化財の保護事業。文化財を自治体レベルで地域のお祭りということに限らず守っていく立場で予算も計上し保護していくということは非常にいいことで初めての試みだと思いますが、市民の方々の年中行事が少なくて本当寂しいとかそういう御意見も反映してのことだと思うので、今後もこういった事業に取り組んでいただきたいと思い、賛成です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 議案第53号の補正予算についてですが、反対したいと思います。

3点あります。

1点目が、この割引券事業ですけども、まず、そもそもその事業者全体で見ても約15%ほどしか恩恵が受けないような施策でありまして、その中でも、その実績はゼロというようなそういう店舗もあります。そういった事業者に対して非常に偏りがあるんじゃないか

など。それよりも、本当に苦しいそういった小規模事業者の状況をしっかり把握して必要な支援をしていくほうが必要なんじゃないかなというふうに思いますし、市民に対しては生活が厳しい方に対しては非常に少ない金額かなとも思いますし、こうやって全員に1,000円ということが、ちょっとばらまきになってしまうんじゃないかなというふうに思いますので反対してます。

それから、小学生に対しての水の配布についても、実際は、ほとんどの子が水筒を持参してきておまして、先にその水筒の飲物を飲むというようなのもよく聞いております。なので、そういった、例えば水筒が足りなくなった子であったりとか水筒を忘れてしまったような子とかそういった子にはありがたいところかなと思うんですけども、そうであるならウォーターサーバーとかそういったほうが有効なんじゃないかなというふうに思いまして、ちょっとこの水を配布するということは、ちょっと効果が薄いんじゃないかなと思ってます。

それから、もう一点が給食費の40円の減額です。子育て施策を拡充していくという点では非常にいいことかなとも思うんですけども、現状、物価が上昇していて、前回も物価等がやはり上昇していて値上げをしているわけです。なので、非常にいつまで続けられるかなというのが不安が残ります。

それから、そのアンケートも、結局、その給食費というよりも内容をもっと拡充というような声が多数見られますので、そういった今後続けられるかどうか、そういったちょっと見通しが曖昧で、アンケートともちょっと一致してないんじゃないかということもあって、この3点から、この補正予算に対して反対といたしたいと思います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 賛成の立場で討論いたします。

小規模店舗の事業については、前回の事業でも経済効果があったということで、その後も店舗利用につながったというお話がありました。今回もその事業をするというもので理解をいたしております。店舗の方への分かりやすい説明をしていただけるようお願いいたします。

次に、みんな元気かなプロジェクトについては、1人に対して複数年はがきを送っていただき寄り添っていただける体制も、今後、検討していただきたいと要望をいたします。

あと、学校給食費の40円減額ですが、保護者の方からは喜びの声をいただいております。豊明のおいしい給食を保っていただけるようお願いいたします。

以上で賛成討論といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成の立場で討論します。

まず、地元応援割引券ですけれども、これ、前回とほぼ同じようなスキームでやられるということで、10月、12月の割とお金の要るような時期に1人1,000円頂けると、割引券ですけど頂けるということで、これは非常に応援したいと思います。

前回そうだったんですけれども、特に豊明の西部のほうで非常に使える店舗が少ないという意見があって、たんすの中にそのまま眠ったままのクーポン券というのがありましたので、そこをちょっと工夫していただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、小学校の飲料水の配布ですけれども、これ、小学生、結構動くんで汗をかきます。特に低学年の子なんかは水筒2つ、3つとか持ったりすると本当に重たいんで、これ、非常に助かると思います。冷たい水を適切な時間に配布していただくと大変助かります。

それから、文化財の保護事業の抗原検査キットの配布ですけど、文化継承、これ、非常に大切だと思ってます。自分も文化のほうに関わらせていただいていますけれども、数年やらないと本当に文化の継承が途絶えてしまうようなことになりますので、キット配って陰性だということで継承を大切にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、学校給食費ですけれども、豊明の給食はおいしいということでずっと来てますけれども、物価がどんどん高騰してきて、当然、給食のその賄材料費も上がると思うんですけども、子育て世代、食い盛りがたくさんいますので本当に家計が苦しい、もう倍々で苦しいような感じになってますので、子育て世代を応援するという意味で、先ほどありましたけど、9月にももしかしたら材料費を補正するかもしれないという話もありましたけど、子育て世代を応援するという意味で解釈しますので、大いに賛成ということにします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案53号の一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場で討論いたしますが、特に、商工費、小規模店舗の利用促進事業ということでございますが、2年前に行った際にいろんな話を聞きまして、2年間に経過してしまったということなんですが、この間にも、やはり現状維持の店というのはほとんどだと思いますけど、縮小してしまった、また、閉じられてしまったというお店も聞き及んでおります。その中でも、私が先ほど質疑をしたやっぱり換金業務、ここは立替えという形になってしまいますので、やはりこの辺のスムーズさというところをしっかりと行ってもらうことを今回の令和4年度版はお願いを申し上げまして討論といたします。賛成です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 商工振興費、これ、割引券だけではなく、全市民には行き渡らないと言われましたけれども、これがこれで終わりではなく、今後も続けていくという答弁もありました。飲料水に対して、特に、小学校1年生の体の小さな子、本当にランドセルが歩いてるような子がいます。そういう子たちが水筒を持って、本当に、朝、見守りしとるときに、本当にかわいそうなぐらいな、この暑さで。ですので、ぜひ、これ、続けていていただきたいと思います。

給食費、40円の減額。これ、戦争と円高という影響が今回は色濃く出ております。これ、過去にありませんでした。3月の当初予算でも賄材料費が上がった、上がるというのはもう想定しておりました。当初予算で大丈夫かと言ったら、今後、適切に支援をしていくということ、答弁がありましたので、今後、円が安くなって独歩安ですか、これ、どこまで続くか分かりませんが、これは本当に豊明市としてもできる限り支援していただきたいと思い、賛成といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第53号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第53号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

これより請願及び陳情の審査に入りますが、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議ありませんので、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ここで、職員の入替えのために、暫時休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前10時54分再開

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

先ほどお配りしました資料ですけれども、請願者より委員並びに当局に対して資料を配付したいという申出がありましたので参考資料として配付させていただきました。よろしくお願ひいたします。

初めに、請願第2号 豊明市に環境破壊を伴うソーラーパネルの設置を規制する条例を作るための請願を議題といたします。

請願者の尾曾様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いいたします。

○請願者 本日は、ソーラーパネル規制条例請願に当たり発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

まず、最初に、請願書に添えられたソーラーパネルの……。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 尾曾様、着座で……。

○請願者 はい。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 着座で結構ですので、座ったままで、お願いします。

○請願者 ソーラーパネルの乱開発による被害地域図を御覧ください。

図の真ん中から下にある住宅に向かって矢印が出ています。文に書いてあるように、この住宅から下り坂で二股に分かれ、それぞれの両側に家が20軒ほど建っています。このことに御留意ください。

この榎山地区は、四、五十年前に大きな水害を起こしています。榎という字には古い言葉で大崩れをした土地という意味があるそうです。もともと地盤が緩い地質と考えられます。その上、伐採された森は図のように住宅前道路から急傾斜で4メートルほど標高が高くなり、そこに土砂災害警戒区域が隣接しています。

水は高いところから低いところに流れます。現在では伐採されてはげ山のままで放置されており、大変危険な状況です。たとえ200ミリ降っても深層崩壊は起こり得ると考えます。東海豪雨とまでは言わないまでも、線状降水帯が発生すれば簡単に東海豪雨を超える状況になると考えます。

報道では、全国47都道府県の8割を超す自治体でソーラーパネル設置による木々の伐採のため深刻な土砂災害が起きています。2018年神戸市須磨区では大規模な土砂崩れが起きて山陽新幹線が止まる事態になりました。

ソーラーの施工者であるアームロック社は、遠く離れた岩手県が本社です。ここで、議員の先生方、行政に携わる方にぜひお考えいただきたいのは、豊明市に法人地方税も納めていないアームロック社の営業利益と豊明市民の生命や財産、尊厳を脅かすおそれのある土砂災害を防ぐこと、どちらが大事かということです。熱海市のように悲惨な土砂災害が

起こってからでは遅いと思います。

今回、伐採を強行した業者は、国のガイドラインがあるにもかかわらず抗議した私たち住民に対し、違法性はないからソーラーパネルを建設するのは我々の勝手だと電話で言い放ちました。国のガイドラインを守らない確信犯的な業者が、市がガイドラインをつくっても守るとは考えられません。よって、罰則を伴う条例をつくっていただかないと、悪質な業者から豊明市の環境と市民を守れません。どうか、豊明市に環境破壊を伴うソーラーパネルの規制条例で悪質業者を縛る仕組みをつくってくださるようお願い申し上げます。住民の命が失われたり家が流されてから条例をつくったのでは取り返しがつきません。議員の先生方、市民が安心して暮らすことができるまちにするために豊明市議会は存在すると私たちは思っています。

また、行政に携わる方々へ申し上げます。令和2年3月の環境省による太陽光発電の環境配慮ガイドラインでは、太陽光発電事業者は、発電規模の大小に関わらず地域住民への事業内容の周知、懸念事項の聞き取りを定めています。ところが、今回は、この手続きを全く踏んでおりません。市役所は、業者が伐採の申請をしたとき、国のガイドラインにのって伐採の前に住民に事業の周知、懸念事項の聞き取りをするよう指導するべきでした。そして、指導した後、ガイドラインが遵守されているか、業者、住民双方に確認をさせていただきかかったと切に思っています。

国のガイドラインは何のためにあるのでしょうか。今からでも遅くありません。即刻、業者に住民に向き合うよう指導していただきたいと願っております。

この業者は、住民に対して何の説明もないこと、伐採後に放置していること、どれを取っても今後誠意ある開発は期待できません。間米町榎山東1班、北班の一部の市民の命がかかっています。今後も起こり得るトラブルに関して前向きな検討をぜひお願いします。

市民が豊明市はいいところだよ、行政も議員さんたちも市民のために一生懸命やってくださると市民が誇りを持って話す市にしていきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

本請願につきましては紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので説明をお願いします。

○郷右近 修委員 全国の自治体で請願者がお話ししたような情勢があって、独自の規制条例を設け運用することが進んでいます。昨年も、そのことについて9月の議会の一般質問でお話しさせていただいたんですけれど、幾つか御紹介もしたいと思います。

上田市の例です。上田市では、基本的には1つの長野県の定めた条例以外は国の法律に

のりとした範囲ではあるんですけども、図面の識別、地域の指定を通じて開発が規制されるという地域を設けて運用しています。中には土砂崩れや急傾斜地といった土砂崩れに直接係ること、砂防などの規制の法律もありますけれども、農地の法律だったり自然公園の法律だったり鳥獣の保護、こういった指定区域も規制範囲に含めて独自の地図を作って規制を強めている、こういった取組がされている例がございます。

また、同じ長野市ですけども、ここも自ら平成27年の段階で設けた太陽光発電に関する規制を強めるもの、これはガイドラインだったんですけど、そのガイドラインを運用してもなお事前説明がされてないとかそういったケースが増えてきたので、住民からの不安の声もあって、それを見直して条例化をしたと。届出50キロワット未満の施設についても……。それが、従来50キロワットを20キロワット以上へと規制の対象を拡大する、そういったことを行いながら住民の不安解消、また、住環境や命を守る取組が進んでおります。

そういう点で豊明市でも、私としても全域を極めて強い規制をかけるというよりかは、具体的に土砂崩れが起こる危険性が高い幾つかの場所を地図のような形で指定して規制を特別強めると、こういった形の条例が望ましいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御苦労さまでした。

本申請について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） 本市の対応について申し述べさせていただきます。

太陽光発電施設につきましては、環境に配慮し地域と共生を図ることが重要であるということから、環境省によりまして太陽光発電の環境配慮ガイドラインが令和2年に定められております。事業者にはこのガイドラインに沿って、調査、検討、また、準備を十分に行い、地域と調和した形での事業実施が求められます。

なお、市のホームページにおきましても太陽光発電のページを設けましてガイドラインの周知を行っているというところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 当局あるいは請願者へ質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 独自の規制条例と上位法と法律、どちらが上に行くのかと、ガイドライン、地域と共生を図らない、ガイドラインを業者の人が守らない場合、どのような対応を市としては取れるものかお聞きしたいと思いますが、当局のほうがいいですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 独自の条例を定められてる市町村につきましては、独自の条例のほうをまず優先して守っていただく形となるかと思えます。

（どっちが上位法、どっちが上位になっておるのの声あり）

○環境課長（塚田 力君） 法令のほうが上位となります。その次に各市町の単独の条例という形です。

（あと、ガイドラインだの声あり）

○環境課長（塚田 力君） それで、ガイドラインにつきましては、国の法律、条例その下となります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

（ちょっと、今の部分での声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 業者の人が、業者がガイドラインを守らない場合、どのような対応を豊明市としてはできるのかということをお聞きします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 国のガイドラインのほうを業者のほうを守られていないという場合につきましては、うちのほうとしましては、独自で条例等ガイドラインとかございませんので、国のほうのガイドラインを守っていただくよう促す形となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 そもそも事業者さんにガイドラインということで国のものがあっても、確認を取るために連絡とかは業者とは可能な状態なのかどうなのかというところなんですけど、何かその辺がちょっと明確じゃないなというところがありますので、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今回の事例の事業者のほうなんですけれども、市のほうに冒頭お話がありました伐採届のほうが出ております。そのときの連絡先等がございますので、そちらを使いまして連絡を取ることは可能となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにごさい……。

毛受委員。

○毛受明宏委員 連絡は、一度ぐらいは取ったことはあるということですか。まだ確認は取れてない。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 確認のほうは取ったことが過去にごさいます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにごさいませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今、伐採届が出ているというようなお話があったんですけども、当局さんにお伺いするんですけど、これ、伐採届が仮に出たときに、そこを伐採したらまずいようなところの場合というのは、これ、許可を出さないとかそういうことというのはあり得るんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 伐採届を出すものは、地域対象民有林というふうに県から指定された場合において伐採届が必要となります。

伐採届出につきましては、1ヘクタールを超えない場合となっております。1ヘクタールを超えた場合につきましては県の林地開発許可という形になりますので、伐採届につきましては、あくまでも書類審査という形になります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにごさいませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 その伐採についてですけど、現地は、二、三回確認をさせていただきまして、伐採の仕方というところはなかなか難しいところがあるかなというふうで確認はしておりますけど、逆に、今のところ、上部が切られて根が残っているというところは土が安定するっていうのは確かなことなんですけど、その辺の指導の内容というんですかね、伐採する場合、ここに限らずっていうところに関しては、何かごさいますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 今回、伐採届出を出された後に、書類審査の後、確認通知書というものを発行しております。そのときには伐採の方法とかは特に規定がないものですからそこら辺の指導はしてないんですけども、留意事項としまして、周辺の状況を

鑑みて災害が発生しないように、あと、交通安全に気をつけるようにということで、留意事項ということでお伝えはしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 この請願者の内容を見てますと、一番初めのやつなんですけど、土砂災害警戒区域ということで、隣接ということで多く出ておりまして、一番最後のこの現況図になるんですかね、これを見てみますと、もう本当に伐採された真横っていうふうになっておりますけど、実際のところは、この伐採された森と土砂警戒区域地域というのは、もうこんなにひっついたものなんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 伐採された区域から北西へ50メートルほど離れたところに土砂災害警戒区域がございます。尾根を挟みました北側の反対の斜面が該当いたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 もう一ついいですか。ここからは、実際、この地図ではなく離れて、50メートル離れているということで、もう一回、確認をお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 土砂災害警戒区域からは50メートルほど離れております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 当局のほうへお聞きしたいんですけども、この請願者から出されている条例制定とかガイドラインの作成等ありますけども、そういった条例の制定であったりとかガイドラインについて、他市の状況とかってというのは調査等されてるのか、つかんでいるのか、本市でも検討はされているのかをお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁をお願いします。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 他市の状況でございます。県内のほうは調査させていただきました。

まず、条例を制定している県内の状況ですけれども、いわゆる太陽光発電の設置を規制

する単独条例を制定している自治体は、瀬戸市と大府市の2市でございます。

そのほか、この部類といたしまして、東栄町のほうが再生可能エネルギー、その中でもバイオマスに特化した発電設備の整備設置に関する条例のほうを制定しております。

また、まちづくりの関係の景観条例や開発行為の条例のほうの条例の一部に含めて太陽光発電のほうが含まれている条例が岡崎市さんと東郷町さんでございます。これにつきまして、県内で条例のほう、その関係の条例を持っているのが3市2町となります。

あと、ガイドラインにつきましては、県内で行きますと渥美半島では田原市さん、知多半島では常滑市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町の2市4町でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 今、国のガイドラインが一番頭に立った状態で動いているんですが、例えば、この国のガイドラインに内容的に上乘せというか、規制とか、そういうところが少し網がかけられないかとか、そういうことは可能なのかどうなのかというところは、今、答えられますかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願えますでしょうか。

（要するに、独自の注意点みたいな感じのの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） 上乘せ規制ということでございますが、現状、私どものその対応状況を冒頭で御説明を、御報告をさせていただいたような次第でございます。つまりは、本市としましては国のガイドラインを遵守していただくということが大事であるということ。そのガイドラインを遵守していただくために、豊明市としては、そのガイドラインを遵守しているかどうかを確認させていただくことがありますということは宣言して、今、対応しておりますので、それをもって現状対応しているということ。

上乘せ規制をするとした場合には、法体系上、法律と拮抗するような上乘せ規制を仮にしたとしても最終的に法が優位性が高いということもありますので、個別のその地域特性上、そういう懸念の非常に高いエリアがどこにあるのかということで先ほどの先進例などもあるかとは思っておりますので、現状の豊明市の中で考える限りにおいては、まずはこの国のガイドラインを遵守していただく。そのためには、その確認は地元行政としてはさせていただきますということで対応させていただいておるところです。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと、ずばり聞きますけども、当局としては、これ、ガイドラインを遵守されていないという認識か、しょうがないと言ったらおかしいんですが、どういう認識をお持ちですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） お答え申し上げます。

今現在、接点は持っておりますので、この中で接点を拒絶されているわけではございませんので、その中で遵守されている内容、されていくであろうことというのは、継続的に確認は引き続きさせていただくという認識を持っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど、その太陽光発電、ソーラーパネルの設置を規制する条例をつくっている自治体さんが県内であるというようなお話あったんですけども、簡単に結構ですけども、その条例の中に罰則というのはあるのかどうか把握されてますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 瀬戸市さんと大府市さんのほうにつきましては、罰則の規定が条例の中に入っております。

東栄町さんのほうにつきましては、罰則の規定はございません。

あと、岡崎市さんと東郷町さんにつきましては、ちょっと太陽光のほうの専門的なものじゃないので、ちょっと私ども、手持ちでございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと確認になってしまうんですけども、環境省のガイドラインに地域とのコミュニケーションを行うというようなものがあって、請願者のこの内容ですと、そういった周知とかそういうのもなく進められてるというようなのがあるんですけども、こういうふうに行っていない場合というのは、市が主導するというか、そういう気持ちというか、そういうふうにする意向があるというようなことでよいでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願えますか。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 私ども独自のガイドラインでそのものを定めたものはござ

いませんけれども、ガイドラインのほうを遵守していただくような形を促すような形で、それのお話しをさせていただく形のほうの考えはございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 ちょっとまた戻ってしまいますけど、この図面、請願者が描かれた、本当に全くひつついた状態なんですけど、50メートル離れているとなると、なかなかちょっとこれ、どういう形の現地がなっているのかなというところがあるんですけど、これはやっぱり、多分土木になるのかな、土木の範疇になるのかな、現状は、これ、伐採された森があって、山になって、東と西に斜面になっているのか、どういう本当の形状的なところというのは確認しています。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 毛受委員のおっしゃるとおり尾根を挟みまして反対側の斜面が伐採されたところ、反対側の斜面が土砂災害警戒区域というふうに確認しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 ということは、この土砂警戒区域と伐採された森、山のとっぺんで東と西に分かれているっていう、こういう判断でいいですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） そのとおりです。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

紹介議員は、委員席のほうに移動願います。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 請願2号について、賛成の討論をいたします。

私自身が、この、今、問題となっている場所、同じ場所ではありますが、1年以上にわたって住民の皆さんが不安を感じ、また、前に関わっていた会社の対応や、今、実際、伐採を行っている会社の対応の様子についても聞き及んでいます。

現場、先ほど50メートルほどあって、形として尾根で分かれているというお話でしたけど、私が何度も現場に行って見た限りでは、ちょっとそういう形ではないというふうに認識しております。具体的に言うと、その指定区域の上の側に、斜め上の側にある場所の規制範囲内の面積の部分が伐採を今はされておるとい状況です。

水の流れていえば、当然、規制対象の区域より下の部分は分かりませんが、上の部分は何らかの開発行為、とりわけ雑木林、雑木とはいえ伐採をされますと、特に根っこが取り除かれれば保水力とか土砂を防ぐ能力も大幅に低下する可能性がある、そういうふうな場所に思っています。

現状のその法律の定めやガイドラインなど、また、そういったことの強制的な効力があって、なお現状のように近隣住民の皆さんが不安に感じ、また、場合によっては、特に長年そういった状況が続くと、規模はどういった状況かは何とも言えませんが、土砂崩れが起きたり、また、極めて近いところに住宅が建っている場所ですので、そういったところが現状の仕組みで守られないということを強く感じています。

今、静岡県が痛ましい事故を中心に国でも、会期中に全会一致だったと思いますが、宅地の規制という位置づけの法律の強化ではありましたが、盛土を中心として土砂崩れを防ぐという法律の改定がありました。この分野も住環境を守ると、そして、命を守るという点で豊明市に必要な条例を求めるものと考えますので賛成と考えます、採択と考えます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 豊明市の環境破壊に伴うソーラーパネルの設置に規制に関する条例をつくるための請願ということですが、心配なのは本当に十分に伝わってきております。

しかしながら、位置関係とかその辺をちょっと聞いてみたら、これ、真横だったら本当に大変なことだなと私は思っていたんですが、どうやらちょっと離れていたというところもありながら、だけど、その中でも、ちょっと一番初めに戻ると、業者が岩手県の方から宮崎県に代わったとかそういうちょっと不明なところも多々見られるということもありますし、また、この形状的なところ、どこまで指導すればいいのかということもあるんですが、請願者の気持ちは十分に酌み取ってはおりますが、内容的には趣旨採択としてお願いしたいと思います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 請願第2号 豊明市に環境破壊に伴うソーラーパネルの設置を規制

する条例を作るための請願についてですが、採択の立場です。

ただ、まず、私自身は、ソーラーパネルの設置について、これはCO₂排出ゼロに向けて再生可能エネルギーの1つとしてこのソーラーパネルの設置というのは促進していくべきことではないかなというふうに考えております。

ただ、その一方で、今回のこの件のようにソーラーパネルを設置することでかえってその自然環境の破壊につながっていたりとか土砂災害にもつながるおそれがあったりとか、現にそういった他市町では事例もお聞きします。

国のガイドラインにもあるように、ソーラーパネル設置する際には、やっぱり小規模であってもしっかり調査をして、地域とコミュニケーションを取りながら、必要に応じて対策を講じたり、理解が得られなかったり危険性があるということなら中止しなければならないのかなというふうに思います。

そのために、地域のそういった自然環境や生活環境に配慮したそういうソーラーパネルの設置が促進できるように市として指導していけるように、これ、本当に市民の人命にも関わることだと思いますので、これはガイドラインだけではなくて罰則も含めたそういった条例制定、これを進めていくことが望ましいというふうに考えますので、採択とします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 趣旨採択の立場で討論いたします。

私も現場を見に行かせていただきました。誰もが、この迷惑施設とか、火葬場とか、汚水処理場とか、生活上、必要不可欠な施設であっても、自宅周辺に造られると、これは請願者が主張されてるように嫌なものでありますけども、太陽光エネルギーの問題というのは、今、林委員言われたように、代替エネルギーが見つからない日本にとっては大変貴重なエネルギーを創出する施設だと思います。

ただ、問題というのは、景観を著しく損なう場合とか土砂災害地域に指定されてる箇所に設置されたら、これ、もう間違いなくいけません、今回の場合、説明不足の部分があると思いますが、明らかに法に違反しているのではなく、危険性のおそれ、おそれのある地域に設置するというのは、ややグレーゾーンなのかなと思います。

線引きというのは非常に難しく、上位法で設置条件がこういう条件では設置してはいけませんよという部分は絶対もう駄目ですけども、ただ、豊明市で独自で条例を設定してほしいというだけでは、どの部分を、どうやって、どういう理由でという文書とかそういうのもなく、ただ漠然としておまして、今の時点では時期尚早だと判断して趣旨採択といたします。

以上。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成少数であります。

続いて、請願第2号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、請願第2号は採択に賛成少数、趣旨採択に賛成多数により、趣旨採択すべきものと決しました。

ここで、お諮りいたします。以降の陳情の審査に関係のない職員は自席待機といたしたいが御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、以降の陳情審査に直接関係のない職員は退席を願います。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ここで、職員入替えのために暫時休憩といたします。

午前11時26分休憩

午前11時29分再開

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井教育部長。

○教育部長（藤井和久君） 特に申し述べることはありません。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この1年単位の変形労働時間制というのが、簡単に言うと、忙しいときはいっぱい働くけど、それでしわ寄せができた分を、そうじゃないときにまとまって休みを取ってバランスさせましょうやというそういう話だと理解してるんですけど、そういうことの上での話なんですけど、実際の学校の先生がそういうのが可能な状況にある勤務時間だったり働く様子だったりするのかが知りたいんですが、現場の様子は分かるでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、こういったものがありますが、現実に愛知県でまだ導入されておられません。私の市でも導入されてないので、こういったことが可能かどうかというのはこれからの研究課題であって、今、委員が言われるような形のことは、では把握しておられません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 今の件で、ちょっと把握難しいかもしれないんですけど、この1年単位の変形労働時間制で休日のまとめ取りっていうところが書かれておりますけども、そもそも、今、現状で教員の方のその有給等のその消化率っていうのは、市としては何か把握はされてるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 有給までは把握しておられません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどお話したことで少し具体的な例として、そういう立場じゃないものがよく分からない1つの例だと思うんですけど、夏休みの期間に例えばそういう集中的に休日を取れるといったような状況かどうかというのを知りたいんですけど、学校の先生方、そういった期間内であっても様々なその業務で勤務をなされているから必ずしもまとまった休みが取れるとは言えないんじゃないかなと思うんですが、そういった現場の先生の夏休み期間中の様子というのは、いかがなんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 先生によっては研究課題等がございますのでそれに使っていただく先生もおられますし、私どもとしても働き改革の一環でございまして、お盆を挟んだ形で1週間は基本的には休んでいただくような、長期的な休暇が取れるような形を、今、推奨しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 あとは、この陳情の3点目の教員の未配置の件ですけれども、たしか、現状、市内では教員の未配置というのは発生していないということでよかったのかということと、あと、近隣市町でそういった未配置がどのようになっているかというのは、何か把握はされてますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 市内におきましては未配置はございません。

他市町村につきましては、どこまでの範囲を言うか分かりませんが、今のところ私どもは把握しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情8号に採択の立場です。

今、2点ほどお聞きしましたが、働いてる人も人間なので、こういった詰まるところは詰まるけど、その分、休むところは休むみたいな発想の働き方っていうのは、もちろん教員の方以外も含めてなんですけど、限界があるんじゃないかというふうに思いますし、また、長年、教職員の皆さんの過密、長時間の労働の解消としては、今、少人数学級だとかそういった形で、そもそも一人一人の先生の負担が根本的に減らされていくということそのものが大事であって、労働のシステムの問題ではないというふうに私は思っています。そういう点から採択と考えるものです。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 陳情8号について、ちょっと迷いますが、不採択といたしたいと思

ます。

国においては教師の働き方の見直しは、自ら授業を磨くとともに、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことを目標とし、学校における働き方改革が進められており、変形労働時間制の制度を単に導入すること自体は日々の教員の業務や勤務時間の縮減につながるものではなく、サービス監督にある教育委員会及び校長が指針を定める全てを講じ、その事項が講じられた場合、学校における働き方改革が進むとも考えられております。

まずもって、この1年単位の変形労働時間は、今後、1つの手段ということでありますが、また、現行の労働基準法、規則なども踏まえてもらって、教職員の労働環境の整備を進めてもらうようお願いはしておきます。

以上で不採択の討論といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 陳情第8号ですが、採択の立場で討論します。

本会議でもちょっと聞いたところだと、本市において文科省が上限としている45時間、これを超えている教員というのは、大体、小学校、中学校ともに80人近くいるような状況でした。長時間労働について、やはり早急に解決すべきことではないかなというふうに思っています。

また、教員の未配置ですけども、本市であったりとか近隣で把握されてないということなんですけど、私は県内ではちょっと幾つかあるようなことも聞いております。ですので、1年単位の変形労働時間制、こちらもなかなか忙しい方、先生だと、まとめて休日が取るのが難しいとか、有給でもなかなか難しいようなお話も聞きますので、まずは、そういった長時間労働にならないように業務を軽減していく、それが大事なことじゃないかなと、先にやらないといけないことではないかなというふうに思いますので、そういったことをちゃんと県に意思表示を示すために、この陳情は採択すべきだと思います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 簡潔にいきます。1年単位の変形労働時間制というのは、これ、海外では、まるっと働いて、ざくっと休むみたいなそういうことがありますので、これを一概に導入する条例制定を行うことというようなことは、ちょっと難しいのかなと。日本でも働き方が変わってますので、今のところは難しいのかなというふうには思っています。

それから、長時間過密労働解消ということですけども、今、国のほうで部活動を民間の

ほうにやっていたかどうかというような動きがありますので、こちらのことも、意見書の提出ですよね、と言うのは若干難しいかなというふうに考えますので。ただ、趣旨としては分からなくもない部分があるので、趣旨採択ということでさせていただきます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第8号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第8号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成少数であります。よって、陳情第8号は、採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会